資料3

中央教育審議会 スポーツ青少年分科会

「青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」(第5回)

平成23年8月22日(月)

雲南市教育長 土江博昭

- 雲南市の教育長の土江でございます。本日は、市の政策評価のため、欠席させていただきます。 これまで各委員の皆様、外部有識者の皆様から示唆に富んだプレゼンテーションを受け、とても参考になり、また、如何に体験活動が 重要であるか、認識を新たにさせていただきました。
- 第5回の審議に当たり、事務局から頂いた「これまでの主な意見のまとめ」を参考にさせていただきながら、私見を述べさせていただきます。
- これまでの4回の議論は、「青少年の体験活動をめぐる現状と課題」など5項目にわたって青少年の体験活動の意義や重要性、今後の方向性について意見が述べられてきました。
- 私は、5項目の論点全てに関連する課題として、**「体験活動の推進と学校教育との関わり」**について、今一度、提案も含め意見を述べさせていただきます。

I.「学社協働」による体験活動の充実

- 青少年の体験活動をめぐる「現状と課題」、「体験活動の意義・役割」、「青少年教育施設の在り方」に関して、各委員の皆様の意見の中で、学校教育に関する課題が多く指摘されていました。
 - なかでも、学校の教職員の体験活動に対する意識の低さや体験不足が影響していると思われる知識・技能の低さが指摘されていた と思います。
- また、不登校や引きこもりへの対応や日本の伝統文化の継承にも「体験活動」の重要性が指摘されていましたし、これからの国際社会で必要なコミュニケーション能力や自己表現能力を育むためには、他人の意見を理解し、自分の意見を正確に伝えたり、意見交換する体験を積んだりすることの重要性などが指摘されていました。
- このような指摘は、今、まさに、新学習指導要領に示されているように、「言語活動」「体験活動」「コミュニケーション活動」を通 して「生きる力」を育むことの重要性が指摘されていることと趣旨を同じくするものであり、今後、学校教育においては、各教科・領 域での体験的な学習や自然体験、生活体験、社会体験等の「体験活動の必要性」が一層、強く求められていくことになると思います。

- このことは、平成20年1月、「中教審の答申・学習指導要領等の改善について」の中でも、「学習指導要領と体験活動」に関して次のように指摘しています。
- 「親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動といった「体験活動」は極めて重要である」と指摘するとともに「体験活動の充実に当たっては、家庭や地域の果たす役割が大きいことを前提としつつも、家庭や地域の教育力の低下等を踏まえ、学校教育における体験活動の機会を確保し、充実すること」を求めています。
- 更に、「体験活動は、一定期間(例えば1週間、5日間程度)にわたって行うことにより、一層意義が深まるとともに、教育効果が期待されるものであり、学校や保護者の等の負担を招かないよう、受け入れ先の確保、宿泊等に要する費用などについて、国や教育委員会の支援・援助の充実を図る必要がある」と指摘しています。 また、「教育委員会や学校において自然の家などとの社会教育施設や関係団体、企業、自治会等との連携を日頃から図ることが必要で
 - また、「教育委員会や学校において自然の家などとの任会教育施設や関係団体、企業、自信会等との連携を自頃から図ることが必要である。」とし、教育委員会や学校が核となって関係機関、団体との連絡・調整を果たすことを期待しています。
- このように、学校教育において「体験活動」の意義や学校の果たす役割が明確にされたことは、大いに評価するものでありますが、 しかしながら、今、学校では、授業時数の増加、生徒指導上の児童・生徒・保護者をめぐる様々な問題、課題が山積しており、学校現 場は、「体験活動」の重要性は認識しつつも、抱える課題の多さや教職員の多忙感から「体験活動」の機会が十分に確保されていない 現状があることも事実です。
- こうした学校の現状を考えると、行政や国公立青少年教育施設、青少年団体、民間教育施設が学校教育における「体験活動」を支援 しつつ、学校教育と社会教育が協働して「体験活動」を推進していくことが重要だと思います。

Ⅱ.「体験活動の法的位置づけ」・・・・「(仮称)体験活動推進法」の制定

- ○「学社協働」による体験活動の充実を図るためには、社会教育が青少年教育に果たす意義・役割や「体験活動の意義、重要性」に ついて更なる理解を深めていくことが大切だと思います。
- ○「体験活動」の意義や重要性、役割については、これまでも叫ばれてきましたが、今日に至っては、「理解してもらえる人だけに理解 してもらえばいい。」という状況ではなく、国民誰もが「体験活動」の重要性を理解し、推進していかなければならないと思います。
- そのためには、これまで多くの委員の皆様から法律をつくる必要性が指摘されており、私もぜひ、「(**仮称)体験活動推進法**」の制定を望みます。
- 「(仮称)体験活動推進法」を制定し、国、地方自治体、国公立青少年教育施設、青少年団体、民間教育施設等の果たす役割を明確にするとともに、「体験活動」を推進していくシステムをつくり、その推進システムの要として、「社会教育主事」や体験活動を専門とする「コーディネーター」の配置や果たす役割を明確にするなど、人的な支援を含めた推進体制の法的整備が必要だと思います。
- また、「(仮称)体験活動推進法」の制定については、何々法というのは、これまでも随分つくられてきましたが、中には、十分に機能していなかった法律もあったのではないか?と思います。真に、地方自治体や学校が積極的に取り組む法律であるとともに、皆が守り、実行していくような拘束力が必要だと思います。

Ⅱ.「体験活動の法的位置づけ」・・・「(仮称)体験活動推進法」の制定」

「学社協働」による体験活動の充実



社会教育の明確化

- 青少年教育に果たす役割
- 「体験活動の意義・重要性」

「(仮称)体験活動推進法」の制定」

果たす役割の明確化

国・地方自治体

青少年団体・民間教育施設等

国公立青少年教育施設

「体験活動」の重要性の理解

計画的な体験活動と予算確保

「体験活動」推進のシステム

人的な支援を含めた推進体制

•社会教育主事



- 「コーディネーター」の配置

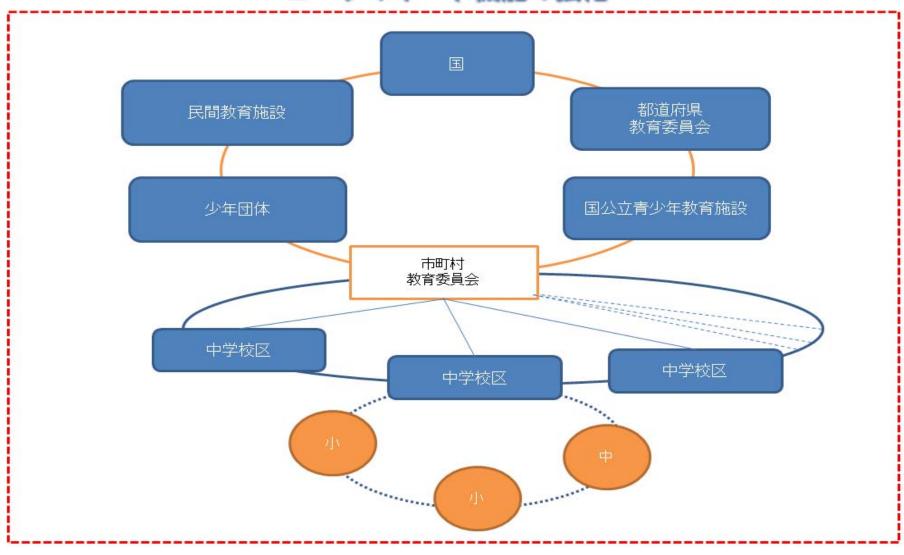
Ⅲ.「(仮称)体験活動推進法」の制定と推進体制の整備

(1)コーディネート機能の強化

- 法律に盛り込む内容の中に、国、地方自治体、学校、国公立青少年教育施設、少年団体、民間教育施設等の果たす役割を明確にしていくことが重要であるとともに、それぞれの関係機関、団体が「協働(連携・協力)」していく仕組みを推進する「コーディネート機能」が重要だと思います。
- 「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の報告書では、「自然体験をはじめとする体験活動は、文部科学省だけではなく、関係 省庁と共同で事業を実施するなど、関係省庁や地方自治体及び民間団体・企業等と密接に連携を図ることにより、より多くの利用者のニーズに応えていくことが必要である。」また、「国立施設は、関係省庁と民間団体などが連携して事業が実施できるようにコーディネートするなど、より広がりのある体験活動を推進するため、体験活動に関わる様々な主体を相互に結びつけるコーディネート機能の強化が必要である。」と指摘されています。
- 「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」の指摘の通り、「(仮称)体験活動推進法」には、国や地方自治体等の関係機関がコーディネート機能を発揮することを明記していただきたいと思います。

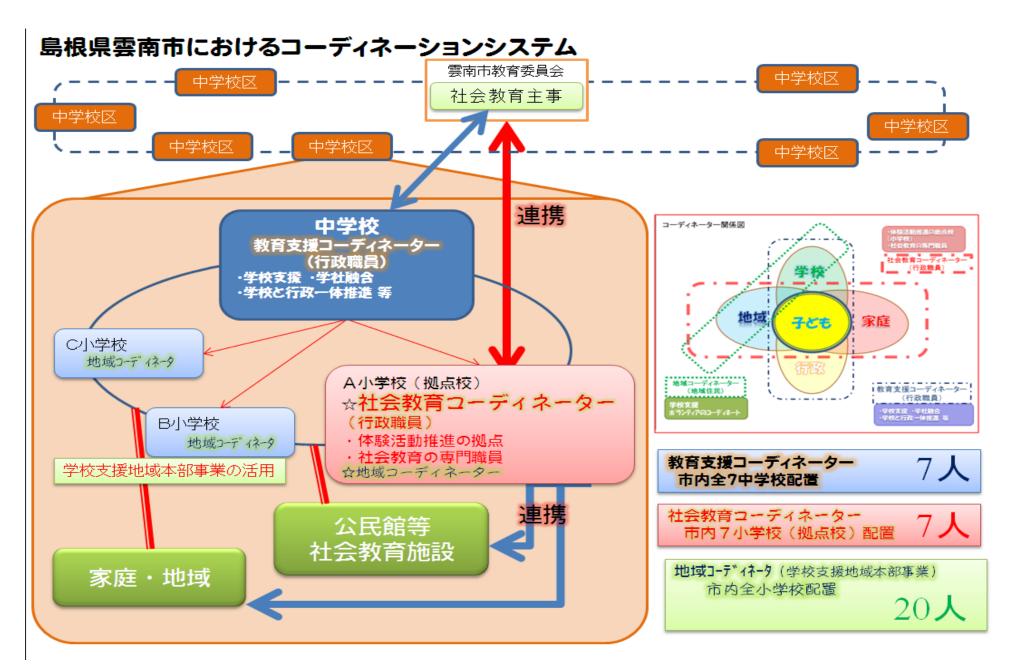
Ⅲ.「(仮称)体験活動推進法」の制定と推進体制の整備

コーディネート機能の強化



②「体験活動」推進システムと「コーディネーターの配置」

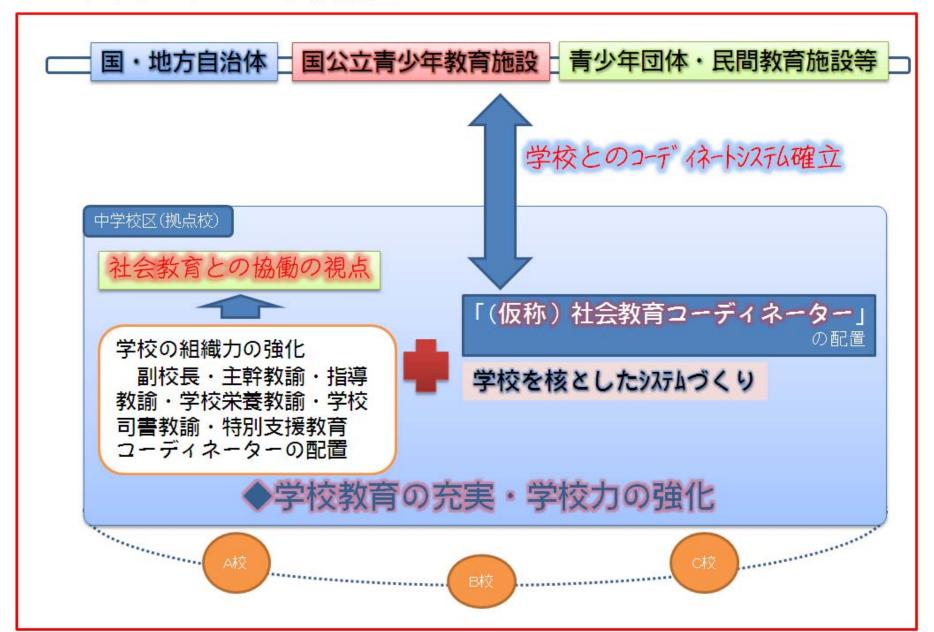
- 私は、これまでにも、「**学社協働」**を推進していくためには、学校の中に「**社会教育専門の職員」**の配置を国の制度として実現していただくことを要望してきました。
- その根拠となる実践は、**別紙「参考資料」**にあるように、雲南市では**「社会教育」**の推進が**「学社協働」**に不可欠なものとして捉え、これまで2 重 3 重の**「コーディネーションシステム」**を構築してきました。
- 〇 特に、平成23年度から、市内小学校20校中、7校を「体験活動推進の拠点校」とし、「社会教育の専門職員」7名を「社会教育コーディネーター」として、配置しました。
- 「**社会教育コーディネーター」**の居場所は、学校であり、学校を核として、様々な社会教育プログラム、体験活動プログラムを企画し、 実践してきました。
- また、学校と社会教育団体、青少年教育団体、NPO、交流センター、図書館、スポーツ文化施設、関係機関等との「協働」を推進するコーディネーターとしての役割を果たすとともに、地域人材の育成、家庭教育支援、学校支援の充実、青少年教育の推進を図る役割も担っています。
- 〇 今、全国の各自治体では、文部科学省・生涯学習政策局の「学校支援地域本部事業」で、「地域コーディネーター(地域住民)」が社会教育から学校支援を積極的に行い、すばらしい成果を出しています。この事業は、4年目に入り、定着していますが、この事業と連携・協力し、体験活動の充実を図っていくことが重要だと思います。(参考・平成22年度、全国1,005市町村に2,540本部を設置、市町村実施率61.7%、地域コーディネーター8,119人配置)



③コーディネーターの学校配置

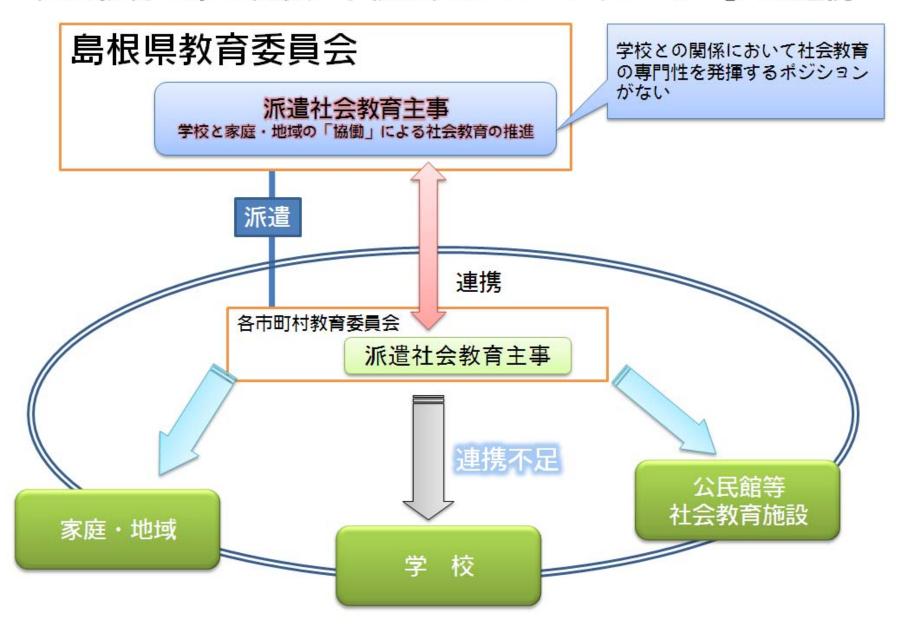
- 学校を核として「体験活動」を推進していくシステムとして、学校と国公立青少年教育施設、青少年団体、民間教育施設、行政等を 結ぶ「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)を学校に配置すること」を明確にしていただきたいと思います。
- 「なぜ、コーディネーターの学校配置なのか!」ということですが、何よりも、学習指導要領で「体験活動」の推進を学校教育に求められているということです。また、文部科学省では、これまでの教育改革の中で、副校長、指導教諭、主幹教諭、学校栄養教諭、学校司書教諭、特別支援教育コーディネーター等の配置など、学校教育充実のために組織体制と学校力の強化を図ってきました。
- このことを否定するものではありませんが、学校教育の充実という視点だけが強調されているようで、「社会教育との協働の視点」が 学校教育の中にぜひ必要であると思うからです。
- 学校教育法の一部改正により、学校教育の充実には、**社会教育との連携・協力が重要であると規定**されているにもかかわらず、依然として学校教育を中心とする学校組織の改革のみが先行しているように感じています。
- こうした現状の中で、島根県では、平成23年度は、社会教育の意義、果たす役割を学校現場が一層、理解するために、社会教育主事が市町村の教育委員会に派遣されなくても、学校に社会教育主事の資格保持者を増やす努力を行っており、今年度の広島大学での社会教育主事講習の受講者は20名と大幅な増員となっています。
- このように、県や市町村が学校現場に社会教育主事をふやし、「**学社協働」**の推進を図ることは、極めて重要であります。しかし、現状では、社会教育主事の有資格者等の学校での位置づけが明確でなく、直接的には、「**学社協働」**を推進することは難しい現状があります。

コーディネーターの学校配置



- 一方、島根県では、教員が社会教育主事として市町村教育委員会に勤務する「**派遣社会教育主事制度」**を継続しています。
- この「派遣社会教育主事」の配置は、学校と家庭・地域の「協働」による社会教育の推進を目指しております。 したがって、学校が核となって「学社協働」を推進していく必要がありますが、現実は、「派遣社会教育主事」が教育育委員会と公民館、 教育委員会と地域や家庭との連携・協力を図っており、一定の成果が上がっているものの、「学校と地域、家庭との結びつき」は今一歩です。
- 「学社協働」の推進役としての**「派遣社会教育主事」**ですが、現実として、学校との関係において社会教育の専門性を発揮するポジションにいない状況があります。
- また、学校現場では、同じ教員でありながら、「**派遣社会教育主事」**の存在すら知らない者もいる現状があります。

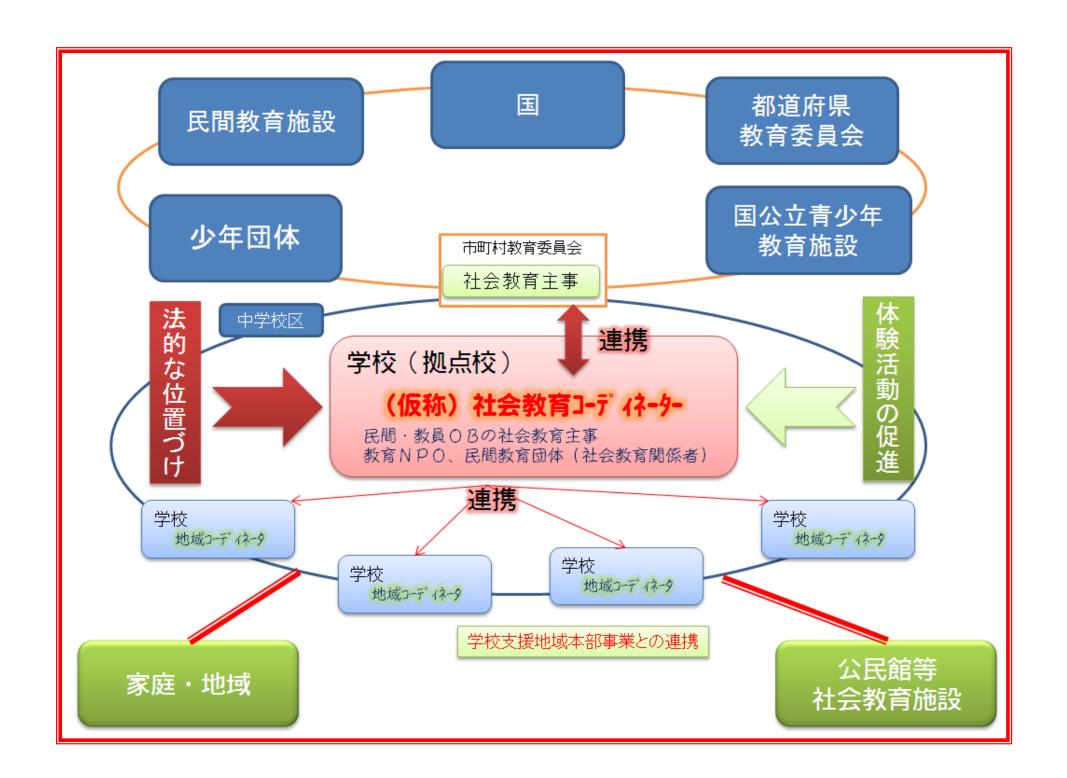
社会教育主事の充実と学校配置の「コーディネーター」との連携



- このように、県や市町村が学校現場に社会教育主事を増やし、「**学社協働」**を目指していくことは、極めて重要でありますが、やはり学校にいて「学社協働」を推進する立場の社会教育の専門職としての「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)」の存在は不可欠であると考えます。
- □ また、「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)」は、現役の教員では、教員定数等の課題もあるので、民間の社会教育主事、教員 OBの社会教育主事や教育 NPO、民間教育団体等の社会教育関係者による社会教育の専門的職員を「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)」として「学校に配置する」ことを強く要望するものであります。
- 主幹教諭や副校長、指導教諭を置くことが出来る地方教育行政の組織と運営に関する法律が改正されたように、学校に社会教育の専門職として、「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)」を位置づけてほしいものです。
- なぜ、学校配置なのか、という問いに対して、新学習指導要領に位置づけられたという理由を挙げましたが、子どもたちの「体験格差」を是正する一つの方策として、また、放課後や土曜日等の活用により学校教育における体験活動の日常化を図るためにも、「コーディネーター(仮称・社会教育コーディネーター)」を強く要望するものであります。

以上、「体験活動の推進と学校教育との関わり」について、紙面にて意見を述べさせていただきました。

ありがとうございました。



(参考)

